

第 13 回 農業委員会総会議事録

日 時 令和3年7月26日 13:30～15:50

場 所 役場庁舎 会議室2

出席委員（承認印）

1 番 島次	2 番 埤田	3 番 李	4 番 八田	5 番 柚原	6 番 西野	7 番 水崎
8 番 小山	9 番 鎌田	10 番 真野	11 番 阿部	12 番 松島	13 番 出羽	

欠席委員：埤田委員、水崎委員、阿部委員

議案説明のため出席した職員：中道事務局長

1 開会

2 議事録署名委員の指名

3 番 李委員
4 番 八田委員

3 報告事項

- （1）諸般の報告について
- （2）7月の業務報告について
- （3）8月の業務予定について

4 議案

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2号 現況証明願の承認について
- 第3号 職権による登記地目変更について
- 第4号 農地パトロール（利用状況調査）の実施について

5 協議事項

- （1）農地のあっせんについて
- （2）その他

6 その他

- （1）次回の総会 8月25日（水）午後1時30分から
- （2）その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第１３回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日、埤田委員、阿部委員、水崎委員から欠席の届け出がありましたので報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１０名で定足数に達しております。 それでは、出羽会長の進行でお願いいたします。
議長	大変ご苦勞様でございます。 それでは、総会を始めていきたいと思います。 日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ３番 李委員、４番 八田委員、この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）の諸般の報告について その他、皆さんから何かありますか。 それでは、（２）７月の業務報告 及び （３）８月の業務予定について、事務局から説明願います。
事務局長	議案３ページをお開きください （２）７月の業務報告についてですが、 ７月８日臨時議会が開会され中道が出席しております。 次に（３）８月の業務予定ですが、８月総会に合わせ広報委員会の開催を予定しております。 業務報告及び業務予定は以上です。
議長	以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。 続いて、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、 （１）所有権移転の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号 番号１番について朗読説明】 なお、別紙でお配りしている資料 調査書１ページに記載のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号１番について、地区担当委員の意見を求めます。 ４番 八田委員 何か補足などありませんか。

八田委員	ありません。
議長	9番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは、所有権移転の番号1番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第1号(1)所有権移転の番号1番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、議案第1号(1)所有権移転の番号1番は、原案どおり可決決定されました。
	次に、議案第2号、現況証明願の承認について 番号1番及び5番について、一括して事務局から説明願います。
事務局長	【議案第2号 番号1番から5番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	それでは番号1番について、現地確認委員3名を代表して、 4番 八田委員に意見を求めます。
	何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。
議長	それでは番号1番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、それぞれ採決に入ります。 番号1番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)

議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決決定されました。 次に番号 2 番について、現地確認委員 3 名を代表して、 4 番 八田委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。
議長	それでは番号 2 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
松島委員	はい。
議長	はい、松島委員。
松島委員	【議案の作り方について意見】
議長	他、ありませんね。 質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号 2 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 2 番は原案どおり可決決定されました。 次に番号 3 番について、現地確認委員 3 名を代表して 9 番 鎌田委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
鎌田委員	さきほどから話している中で情報提供かなと思うんですけども、農地の中の住宅が今回もあるわけですけども。そのへんちょっと確認したら、農地法の指定対象外ということでご理解いただけたらと思います。
議長	よろしいでしょうか。 それでは番号 3 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号 3 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。

委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号３番は原案どおり可決決定されました。 次に番号４番について、現地確認委員３名を代表して １１番 阿部委員ですけども、本日欠席ということで、補足意見は特にない とのことではございましたが、車庫の前をちょっと広くとりすぎてるとい う現状があるんですけども、機械の出入りする場合に鋭角にハンドルを切ら ないといけないということでこれを認めるべきだと話を聞いております。 よろしいでしょうか。 それでは番号４番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号４番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号４番は、原案どおり可決決定されました。 次に番号５番について、現地確認委員３名を代表して １番 島次代理に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
島次代理	補足させていただきます。この場所なんですけども、ビニールハウスの出 り口のところに突き当たりまして、このビニールハウスに設置されて、ハウ スの設置に合わせて出入口の部分に土盛りをして、その場所をビートの搬 出入のためにとって、搬出入するときにしょうのないことではありまして、 舗装にしたということでもあります。 本来ならば舗装、修繕とで手続き必要な案件だったとは思いますが、本 人も手続きが不要だと誤認しておりまして、故意ではなかったことと、ま た事務局からも口頭で指導もありました。本人も十分に反省しておりました し、舗装してから１０年以上も経過しております。面積のとおり小規模であ りましてビニールハウス作業用に限定した用途となっておりますので、今 回現況証明についてはやむを得ないと思われま
議長	補足意見がありましたが、番号５番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号４番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号５番は、原案どおり可決決定されました。
	それでは、議案第３号、職権による登記地目変更の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第３号 番号１番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。 番号１番について現地確認委員の意見を求めます。 ２番 埤田委員 は休みですので、 ９番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありますか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 職権による登記地目変更の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定しました。
	次に、議案第４号 農地パトロールの実施について、事務局から説明願います。
事務局長	議案第４号の農地パトロールについてご説明させていただきます。 別冊の総会資料のNo. ２をご用意ください。 それでは１ページをご覧ください。 農地パトロール、正式には利用状況調査といいます。農地法抜粋の上段になりますが、農地法第３０条において毎年１回、その区域にある農地の利用状況について調査するよう法律により義務付けられた調査となります。 また、さらに下段になりますが、農地法第３２条では、農業委員会は、農地パトロールの結果、その下の第１号で、「現に耕作に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」の場合やあるいはその下第２号の、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地」があった場合は、所有者等

へ利用意向調査を行うこととされております。

次に2ページをご覧ください。

こちらは遊休農地に関する措置の概要ということで、制度の一連の流れを図示したもので、左から毎年1回、利用状況調査を実施し、遊休農地が発見された場合には真ん中の部分になりますけども、利用意向調査の実施ということになります。利用意向調査の中では、①の自ら耕作するのか②の農地中間管理事業いわゆる北海道農業公社等を利用して権利設定をするのか、それとも③の誰かに貸し付けるのか意向を調査しますが、意志を表明しない、あるいは意向のとおり農地利用がされない場合に、農業委員会は、農地中間管理機構（農業公社等）へ協議の勧告をし、勧告を受けた農業公社は北海道知事に農地を貸し出すための中間管理権設定の申請をし、道の決定により、所有者の意思によらず管理権を得て農地の貸付ができるというのが制度の主な流れとなっております。

また、この制度については、一度利用意向調査をした場合、農地利用がされるまで法の趣旨に則り、農地利用が適正にされるまで措置が続く制度となっており、本村においては、現在、遊休農地はない状況となっております。

次に3ページをご覧くださいと思います。こちらは、遊休農地と思われる土地を発見した場合に、再生可能な農地か、または再生困難な農地なのかを仕分けする事務手続きを示しています。

左側の再生可能と判断した農地については2号遊休農地、1号遊休農地の区分をしたうえで中間管理機構への貸付け等へ誘導を行っていきます。また、右側の再生困難な土地と判断された土地や森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合には、農業委員会総会の決議により非農地判断とすることができることとなっております。

なお、非農地判断については原則、当該調査を実施した年内に決定することとなっており、こちらは平成30年度から認められた措置となっています。

詳細の取り扱いについてですが、今年度から一部変更がございましたので、後ほどご説明をいたします。

以上が制度についての説明となります。

次に4ページをご覧ください。

こちらは農地パトロール実施に当たり調査の趣旨を徹底するため、中札内村農業委員会として平成26年8月27日から施行している実施要領となっています。

昨年度から変更はありませんので、ポイントのみの説明とさせていただきます。

まず第1条の、調査の目的ですが、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策として実施するものであります。

次に第2条では、パトロールの実施時期については7月から9月の期間のうち1ヶ月を設定することとしており、例年では8月、委員改選期には9月に実施をしています。今年度につきましては、8月を農地パトロール月間に設定したいと考えております。

次に第3条ですが、実施の対象については、村の全ての農地が対象となります。

(1)から(6)に掲げる点を調査するものです。

特に調査の視点として重要と思われる部分ですが、(1)の遊休農地及び遊

休農地の恐れのある農地の把握、(2) 農地法の許可案件の履行状況の確認ということで、農地転用がされた案件の工事の進捗状況の確認をお願いするものです。

それから(4) 農地の違反転用の未然防止及び早期発見も実施の対象となっておりますので、重要なポイントとなっております。

次に第5条ですが、農地パトロールを実施する際は区域を区切って地区担当の農業委員を定めることとしておりまして、地区毎での調査をお願いしたいと考えております。

以上が実施要領の主なポイントですので、5ページ以降につきましては、説明を省略をさせていただきます。

次に、一部制度の見直しがございましたので、ご説明をさせていただきます。今年の4月に農水省の方から発出されました、非農地判断の徹底についてという通知についてです。

下の方のアンダーラインのところご覧いただきたいと思いますが、これまでも農地パトロールの結果、再生利用が困難な土地を発見した際は、調査を行った年内に非農地の判断をすることとされており、①森林の様相を呈している土地、②周囲の状況からみて、継続して利用することができないと見込まれる土地が非農地判断の要件とされております。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。

これまで国からも農業委員会に対しまして、非農地判断の適正、かつ、円滑な運用を求められてきておりましたけども、現状としてはなかなか非農地判断がされていない現状もあり、放置されている農地が多いということで、理由としましては、①から③に記載もございますけども、①として、農業委員会が非農地の判断をしても、肝心の所有者の方が地目変更登記をしないことが多い現状や、②といたしまして、畑でなくなったことにより、要は農振除外等がされてしまい、乱開発されてしまうという懸念があることなどから、こうしたことがあるので、このため以降に記載もございますけども、非農地判断する場合は、3人以上の農業委員が現地確認をして、地目変更登記は別としても、非農地判断として農地台帳からは除外をしてくださいというふうに国の通知では書かれております。

次に、下の方にいきまして、2番のところになりますけども、ここが今年から主に変更点となりますが、一部の市町村では、市町村長が職権で地目変更の申し出により、地目変更を行っている例もあり、このことは、農地台帳と固定資産の課税台帳との登記地目が合致することや、また現況確認の事務負担の軽減にもつながるという観点で、こうした事例を積極的に活用されるのが望ましいと農水省の方ではされておりまして、農水省と法務省との協議も整いまして、それぞれ地方法務局への通知もされましたので、要件を満たしている非農地のものについては、総会で非農地判断した土地が出てくれば、職権での地目変更が可能ということになりました。これが主な改善点となっております。

次に、荒廃農地の判定事例の周知ということで、写真付きの資料もお配りしております。遊休農地や再生困難な農地の事例としてお配りしておりますので、今後の判断材料として参考にいただければと思います。

最後に、農地パトロールの具体的な調査方法ですが、法的には原則複数の農業委員により調査することとなっておりますので、各地区の委員さんで実施日、割り当て等についてご協議いただければと思います。特に、非農地判断を要す

	るような土地の判断にあたりましては、3名以上の農業委員の判断が必要となりますので、場合によっては道路からの目視だけでなく、現地に入ってくださいまして、農地の再利用がどの程度の手を加えれば可能かどうかの判断も含めまして、現地を確認いただければと思います。また、非農地判断におきましては、現況の写真等も必要となっておりまして、ご留意いただければと思います。調査後に提出いただきたい書類につきましては、本日別紙でお配りしております調査報告書、最後の方のページに記載例も添付しております。そちらを提出いただくのと、遊休農地のおそれがある土地などをA3サイズの図面を今日お配りしてありますので、そちらに該当箇所と番号を書き添えていただきまして、報告をお願いしたいと思います。また特に現地調査を要する箇所につきましては、事務局の方ですね、見ていただきたい箇所につきましては、あらかじめお配りさせていただいております。現況が航空写真と一致しているかどうかも含めて、調査をお願いできればと思います。また、非農地判断を要する土地については、現場写真も必要となりますので、スマホで撮影いただくのもいいですし、農業委員会のカメラを貸し出しすることもできます。また、事務局同行ということであれば対応したいと思いますので、調整をお願いいたします。今年度につきましては、遊休農地の有無や低利用の農地があるのかどうか、農地転用の進捗状況はどうか、あるいは間耕作と疑われるような箇所がないのかなど農業委員さんでの情報共有と今後の事務局の農地データの保存という意味でも、地区ごとに、できれば9月の総会の後、全員協議会にて、農地パトロールの結果の報告を予定いたしたく、調査にあたっては該当土地があった場合への図面への記載、土地の状況、現況の写真など、可能な限り記録をお願いしたいと思います。なお、不明な箇所の確認については随時、事務局にご相談をいただければと思います。農業委員さんにおかれましては、これから農繁期ということで、何かとご多忙な時期を迎え、恐縮ではありますが、農地パトロールの適正な実施に向けご協力をお願いいたします。 繰り返しになりますが、今年度の農地パトロールについては、8月の実施といたしたく、決定についてご審議の方よろしく申し上げます。 以上で説明を終わります。
議長	不明な点などありますか。 若干内容が変わってくるということで。 市街地のパトロールについて。
事務局長	市街地のパトロールについて、公簿上が畑になっていて、現状が違うという土地につきましては、抽出作業を事務局でやりましたので、所有者は20数名くらい土地の所有者がいらっしゃいますので、現況の確認は事務局でしたいと思います。ただ、実際航空写真見ますと一部構築物があるような案件等もありますので、今後の住民周知につきましては、広報誌で例えばこういった場合には地目変更が必要ですよといった文面でお知らせするのと、所有者に対してそういう土地をお持ちなので、もし土地を売りたいだとか、そういったケースには地目変更が必要になりますよって言う周知はしたいかなと思っています。ただあまり過去をほじくり出して指導っていうところまではちょっと、どこまでにするのかっていうのは今後検討したいと思います。
議長	市街地については農業委員さんは回らないってことですか。

事務局長	回っていただいても、ご協力いただけるのでしたら。時期的なこともありまして、事前をお願いしてる部分もあるので、プラスアルファというのなかなか。上札内地区も抽出かけてるんですけども、上地区相当件数もありますので、どこまでできるのかっていうのもありましたので、中札内地区の農業委員さんご協力いただけるのでしたら一緒に確認したいと思いますけども。
議長	上札内地区もできるのであれば現況見たいなと思います。 いいですね。
委員	(「ハイ」の声)
事務局長	わかりました。
八田委員	中札内、付き合うことはできますよ。
事務局長	よろしいですか。そしたら図面ご用意して確認お願いしたいと思います。ありがとうございます。
議長	変更あった点ですが、農業委員会自体で非農地判定をできるってことですよ。
事務局長	そうですね。イメージ的には職権による地目変更みたいな事務手続きになります。ただ現況が畑じゃないからなんでもかんでも職権で地目変更すれば費用かからないからいいやじゃなくて、その非農地判定する要件も当然ありますので、明らかに周りから見てここは農地としては無理だとか、木が鬱蒼としていて利用が困難だとかの案件が非農地判断の対象となりますので、そういったものに限定したものではありませんけども、村から職権で法務局に対して申請しまして、職権による畑にするような手続きを踏んで地目変更を法務局を事務的に職権でやっていただくと。所有者の方については費用がかからず地目変更がされるということなので、農業委員会としてはそういった職権でやる場合については所有者にも通知をして知っていただくっていうふうなことに努めてくださいと国からは言われてますので、そういった対応をしていきたいと思います。
李委員	処理するときには所有者の意思確認というか許可はいらないんですか。
事務局長	いいですかじゃなく、変えさせていただきますっていうことですね。
李委員	こっちでできちゃうってことですね。
事務局長	そうですね。元々、うちも平成30年から制度ができたんですけども、お隣の更別さんも、実際非農地判断2年ほどやっていて、それについては所有者さんにも通知するし、法務局にも手続きしてましたけども、結局法務局としては、そういった事例がないもんですから、地目変更してくれてなかったんですね。

李委員	地目変更の費用はかからないんですけど、その後の固定資産、税金？それって変わってこないんですか？
議長	変わるんじゃないんですか、地目によって。
李委員	制度だから諦めてもらうしかないまでを飲み込んだ制度ってこと？
事務局長	固定資産税も農地法と同じなんですけど、現況主義ですので、公簿上に関わらず、現況で課税することになってますので、現況さえ合っていれば変わらないってことになります。
議長	いいですか。
松島委員	今のに関連して言えば、実際問題、我々畑見たって通常畑って思っちゃうんだけど、現実的には畑でない地目もあるよね。地目が山林、雑種地、原野であったり、そういうとこだって現実畑もある。畑だけと現況違うのもある。これの境目ってどうやってみて歩けばいいんですか。図面ない限り絶対我々わからない。それでずっといくと相続の登記漏れがけっこう村の中にあるって私知ってますけども。こういう地域内の地図全部くれるんだったらわかりますよ。ただ車で見て。止まっちゃうよ。
事務局長	特に常盤地区は1枚添付しましたが、あとは利用が本当に草刈ってある程度のもので休ませてるのか作ってないのか、その部分を見ていただければいいのかなと思っていました。実際はわからないですから。
松島委員	どうやって判断する？資料ない？それも提供してくれよ。
議長	選ぶとしたら地番というか一覧、わからないですか、そういうの見ても。細かいのでないと？つぎはぎでもいいから、こうやって。自分たちの土地だからある程度わかりますけどね。
事務局長	2、3年前に航空写真の地区ごとに図面お出ししているので、基本的には今と航空写真は変わっておりませんので、それを活用していただいても。それぐらいしか今は。だんだんタブレットとかで見れるようにはなってきたんですけども、うちもそこまで対応してもらったりとかないもんですから。事務所のシステムから見ながらっていうのが現状になってまして。
議長	各地域にそのつづり？渡してもらって、全部見れるかわからないけど。
事務局長	全委員さんに一度お配りしています。
松島委員	いつ頃？
議長	もらってますね。
事務局長	特に河川沿いとか山沿いのとこで作ってないかどうかの確認のためにお配

	りして、ただ行くよりはここちょっと見た方がいいよねっていう手助けでお配りしただけなのでそれを参考にしてもらおうしか正直ないです。委員さんに全部配っちゃったのでうちに控えがもうないんです。
八田委員	一部かかっているようなのはどう判断したらいいですか。
事務局長	部分的に作れないところということですか。
八田委員	正直言ってもうちもそうなんですけども。実際には畑だけど木が生えてて今は作ってないとか。水沸いててみんなは知らないけど明渠になってますとか。
事務局長	現況なので混在してる場合は判断は確かに。
松島委員	細かく言うと分筆しない？ってなっちゃうからあんまりそれ言わんほうが。半分以上畑で利用してますよって言ったらそこいじらんほうがいいっちゃうことだね。
八田委員	そこまで事細かく見なくてもいいということですね。
議長	わかる範囲で地域でここおかしいよっちゃうところは皆さんわかってると思うので。
松島委員	あんまり細かく言っていったら防風林がどうかまで入ってっちゃうから。通常見て歩いてる範囲は畑としか僕ら思わんわけさ。それだったら全部の図面ほしいんだよ。山林になってて現実は今畑かもしれないし、逆の場合もある。つい最近国有地の払い下げで財務省からの云々で払い下げとったりしてて、ああいうとこの地番ってけっこう大きい地番ついてる場合が多いんだよな。ああいうのあったら全然わかんないし、部分的に河川用地で現実今畑になってる。相当あるしょ。
議長	あるんじゃないですかね。
松島委員	悪ければ間耕作になってる部分もないではない。そのへんを見てこい農地パトロールだって車で飛んで歩いて見るだけ。現実にはどんな形してるか地目もわかんない。
事務局長	公簿地目で地図表示させれば、農業者じゃない方の名前になってるところはかなり怪しいと思うんですね。そういう事例もあって以前真野さんにも間になってる部分更正していただいたっていうのもあったので。見つけたら地区の農業委員さんには相談させてもらってるんですけども。日頃作っててあれ？っていうところはないわけではないので。
議長	つづりあるんだったらそれを参考にもらってまわっていただくと。それはもう作れない？
事務局長	ちょっと僕のスキルでは難しいかもしれません。

議長	じゃあ持っていない人は誰かのやつをコピーし直すっていうことで。古いけど、そんなに変わってないですね。
事務局長	内容は今の航空写真と変わらないですね。
松島委員	少々変わってても、地目さえ変わってなければそれでできる。
小山委員	コピーを渡してデータ化しといたら？ゆくゆくまた必要かもしれないし。
議長	必要になると思う。 では農地パトロールについて他、何かございますか。 なければ、今年は８月に実施するということによろしいでしょうか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、今年度の農地パトロールについては８月に実施ということで決定させていただきます。
	以上で議案の審議を終わります。
	次に５の協議事項に移ります。 （１）農地のあっせんについて事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項について朗読説明】
議長	ただいま説明がありました。 それでは、賃貸借の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。
	それでは賃貸借の番号１番について、あっせん委員の指名をします。 ２番 埴田委員、４番 八田委員、９番 鎌田委員を指名いたします。
	次に協議事項（２）その他については、事務局からないようですので、皆さんから何かございますか？
委員	（「ありません」の声）

議長	ないようですので、続いて、日程６その他ですが (１) 次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	次回の総会ですが、８月２５日(水)、午後１時３０分からでお願いいたします。
議長	次回の総会は、８月２５日水曜日の午後１時３０分からということでお願いいたします。
事務局長	その他 事務局から何かありますか。 今年度の南十勝連絡協議会の行事に関するお話です。 今年度の５月に南十勝農業委員会事務局の局長会議がございまして、今年度の研修会だとかパークゴルフだとか、そのへんの行事をどうするかっていうことで協議をさせていただいております。 局長段階ではありますけども、宿の手配もありますし、交流を含んだ研修が農業委員会かなり多いですから、コロナのワクチンもなかなか全員に行き届いていない状況からも、予定を立てづらいということで、局長段階では今年度も行事は難しいんじゃないかということで、中止する方向で検討できないだろうかということで確認をしてくださいとおりてきてますので、現段階での報告ということでお話をさせていただきました。 以上です。
議長	コロナの関係で行事は中止するという報告ですね。
八田委員	今年度？
事務局長	年度ですね。２月の研修会も今の不安定な状況じゃ宿泊施設への予約も入れづらいということで、今年度は幕別さんなんですけども、ちょっと今の段階では開催は難しいと言われていました。
議長	今後の状況次第、今年度については中止ということで原則。
八田委員	その持ち回りって何もやらなくても変わっていく？
議長	やらなかったら次の町村に移ってくって形ですね。
八田委員	大樹と幕別はしないでそういうふうに移っていく？
議長	まあしかたがないね。よろしいでしょうか。 その他 皆さんから何かありますか。
委員	(「ありません」の声)

議長	それではないようですので、以上で第 13 回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした」の声） （ 15 時 50 分閉会）
-----------	---